

清川村における障害者である職員の任免状況

令和 8 年 6 月 1 日現在（法定雇用率 3. 0 %）

公表項目	公表値
1. 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数（①）	8 5 人
2. 障害者の数（②）	0 人
3. 実雇用率（②／①）×100	0 %
4. 法定雇用率を達成するために採用しなければならない障害者数	2 人

- （注 1） 1 欄「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数」とは、職員総数から除外職員数 及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数となります。
- （注 2） 2 欄「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1 人を 2 人に相当するものとして計上しています。また、重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員については 1 人分、 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、1 人を 0. 5 人に相当するものとして計上しています。
- （注 3） 障害者の種類・程度の区分ごとに人数等については、特定の者が障害者であることや障害の程度等が推認されるおそれがあるため、非公表とします